

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	漁政課	検索番号	1 - 16
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	92 - 4 (64準用)	
許認可等	漁業協同組合連合会の設立の認可			
(根拠規定)				
○水産業協同組合法第92条第4項				
4 第91条に規定するもののほか、第60条から第67条の2までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第61条第2項中「20人(業種別組合にあつては、15人)」とあるのは「2人」と、第62条第6項中「第21条第1項、第49条第2項及び第3項並びに第50条の2から第50条の4まで」とあるのは「第49条第2項及び第3項、第50条の2から第50条の4まで並びに第89条第1項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。				
水産業協同組合法第64条				
行政庁は、前条第1項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。				
1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。				
2 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき				
○水産業協同組合法第63条第1項				
発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。				
(許認可等の基準)				
水産業協同組合法第64条				
行政庁は、前条第1項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。				
1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。				
2 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき				
漁業協同組合の設立の認可について(平成12年4月3日伺定め：水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について(昭和37年12月10日付37水漁第6951号農林水産事務次官通知)に準拠)				
設立認可の基準				
設立を不認可としうる場合として、あらたに事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を加え(法第64条第2号)、必要な経営的基礎を欠くか否かは、地区の広狭、漁民の数、水揚高の多少、出資金の額、更には事業に対応する職員数等の事務能力、他組合との競合状況の見通し等、広く自然的、経済的、社会的条件を総合的に勘案して判断するものとする。				

(その他)

○水産業協同組合法施行細則(昭和33年8月8日 規則第37号)

(設立認可申請)

第3条 組合の設立発起人は、法第63条第1項の規定又はこれを準用する規定により設立の認可を申請しようとするときは、申請書に定款及び附属書役員選挙規程又は附属書役員選任規程並びに事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 創立総会議事録及び役員選挙録の謄本
- (2) 設立理由書
- (3) その他設立に必要な書類